

## 令和8年度「農地の日」に係る「椿」の植樹について

### 1 趣旨

岩手県農業会議では、農地の確保及び有効活用、遊休農地の発生防止及び解消を目的に、農地法が制定された7月15日を「農地の日」に設定しています。

市では、この期日に合わせて市の花「椿」の植樹を実施し、遊休農地の発生防止及び解消の促進を図ります。

### 2 主催

大船渡市農業委員会、大船渡市

### 3 日時

令和8年7月15日（水）午後2時～3時

### 4 場所

大船渡市末崎町字大浜 148 番地 1（別紙「図面」参照）

### 5 内容

椿の苗 10 本を植樹します。

### 6 その他

小雨決行。各種警報若しくは熱中症警戒アラートが発令された場合は、7月22日（水）に延期し、当日発令された場合は中止します。

# 図面

